

## 英語完全個別指導プログラム受講規約

株式会社English Overdrive（以下、「当社」といいます。）は、当社が運営する「英語個別指導」において受講者に適用する規約（以下、「本規約」といいます。）を、以下の通り定めます。

### 第1条（定義）

本規約における主要な用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「受講者」とは、本レッスンを受講するため、受講者登録の申込みを当社指定の手続きにより行い、当社がこれを承諾した個人をいいます。受講者は、本レッスンを受講することができます。
- (2) 「受講希望者」とは、本レッスンを受講するため、受講者登録を希望する者をいいます。
- (3) 「講師」とは、本レッスンを通じて受講者に英語の教育・体験の提供を行う個人をいいます。
- (4) 「本レッスン」とは、当社が運営する「英語個別指導」において開講される英語の教育及び体験提供の課程であって、講師が当該過程に基づき受講者に英語の教育・体験の提供を行い、受講者がこれを受講するものをいいます。

2 本レッスンには、以下の各号に定めるレッスン又はサービスの全部又は一部が含まれます。

- (1) ライブで提供されるレッスン。（当該レッスンは、予め決められた日時にライブで受講するものです。また、講師とライブで双方向に繋がるものです。）
- (2) 任意の時間に（オンデマンドで）閲覧できる教材・学習材によるレッスン。（当該レッスンは、教材・学習材を任意の時間に閲覧して受講するものです。当該教材・学習材には、テキスト・文章・音声・画像・動画の一部又は全部が含まれます。）
- (3) 当社がオンライン又はオフラインで提供する所定の情報を閲覧することができるサービス。（提供の手段は、当社が指定するプラットフォーム及び当社が運営又は管理するウェブサイトを含みますが、これらに限られません。）

3 本レッスンは、当社が指定するプラットフォーム（Zoom、Microsoft Teams、Messenger等）を利用して、オンラインにて行います。受講者は、当該プラットフォームの利用に際し、以下の各号に定める内容について同意するものとします。

- (1) 当該プラットフォームの運営者が提示する規約等を遵守すること。
- (2) 当該プラットフォームの機能の不具合等について、当社及び講師が一切責任を負わないこと。
- (3) 当該プラットフォームが提供するサービスに関する相談、問い合わせ等について、当社及び講師が一切対応する義務を負わないこと。

### 第2条（規約の適用、受講者登録）

本規約は、受講者に対して適用されます。

2 受講希望者は、本規約のすべての記載事項について同意した上で、当社に対して受講者登録の申込みを行うものとします。

3 当社は、受講希望者から受講者登録の申込みがあった場合、これを審査のうえ、登録の承諾又は非承諾の通知を当該受講希望者に、書面又は電子メール等の電磁的方法により通知いたします。ただし、第8条に定める受講料、入会費の支払いが当社で確認できるまで、本レッスンの受講を制限します。通常、銀行口座への振込又はクレジットカード決済による入金の確認には1営業日を必要とします。また、休前日午後の振込による入金の確認は、休日明けの入金確認となる旨、ご了承下さい。

4 受講希望者が未成年の場合は、受講希望者は当社に対して法定代理人（親権者）の同意を証する書面を提出する必要があります。

5 当社は、受講希望者が以下の各号に定める事由のいずれかに該当することが判明した場合、受講希望者の登録を認めないことがあり、またその事由について一切開示義務を負いません。

- (1) 受講希望者が実在しない場合。
- (2) 受講希望者が既に受講者として登録されている場合。
- (3) 受講希望者が過去に本規約違反等により、受講者資格の停止処分中である、又は受講者資格が抹消されたことがある場合。
- (4) 受講者登録の際に当社に届け出た事項に虚偽、誤記又は記入もれがあった場合。
- (5) 受講希望者の指定した決済サービス、支払口座又はクレジットカードが、決済サービスの会社、収納代行会社、金融機関、クレジットカード会社等により、利用停止処分等が行われている場合。
- (6) 再登録をする受講希望者であって、本レッスンの受講料の支払を過去に怠ったことがある場合。
- (7) 受講希望者が未成年者であり、受講者登録申込の際に法定代理人（親権者）の同意を得ていなかった場合。
- (8) 代表者もしくは実質的に経営権を有する者が暴力団もしくは過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員もしくは準構成員であることが判明した場合、又は暴力団もしくは過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体である旨を関係者に認知させるおそれのある言動、態様をした場合。
- (9) その他、受講希望者が第15条第1項各号に定める受講者に対する受講停止処分又は解約処分を行う場合のいずれかに該当する恐れがあると判断した場合。
- (10) 受講希望者が、本レッスンの円滑な運営を妨げる恐れがある場合。
- (11) その他、受講希望者を受講者登録することに当社が不適切と判断した場合。

### 第3条（受講者資格）

受講希望者は第2条に従って、受講者登録の申込み手続きを行い、当社の承諾を経て正常に受講者登録を完了した時点で受講者資格を取得します。

2 前項にもかかわらず、当社が受講者登録の申込みに対して承諾をした受講者が第2条第5項に定める何れかの事由に該当することが判明した場合、受講者登録の申込みに対する承諾後といえども、当該承諾を破棄し、将来にわたっての本レッスンの利用を取り消す場合があります。

### 第4条（届出事項の変更等）

受講者は、受講者登録手続きの際に当社に届け出た事項に変更のあった場合は、当社宛てに遅滞なく当社所定の方法により変更事項を届け出るものとします。なお、当社が定めた変更不可項目は、当社が承認した場合を除き、初期登録内容からの変更を行うことはできません。

2 受講者が前項の届出を怠ったため、当社からの通知が不到達となったこと等により生じた不利益、その他の負担について当社は責任を負わないものとします。

### 第5条（受講者の個人情報、肖像利用）

当社は、本レッスンを通じて受講者の個人情報を取得し、取扱います。当社は、受講者が本レッスンを受講するにあたって、受講者から個人情報を取得した場合、個人情報保護法等の法令ならびに当社が別途定める個人情報保護基本方針及びプライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱うものとします。

2 当社は、本レッスンを開講するにあたって取得した受講者の個人情報を、以下の

各号に定める目的で利用いたします。

- (1) 本レッスンを受講して頂くにあたって、受講者のご本人確認、受講料の請求、本レッスン内容・受講料の変更に関する通知、本レッスンの停止・中止・受講停止・契約解除の通知その他必要な事項の通知・連絡。
- (2) 受講者からの各種問合せ、ご相談への対応。
- (3) 登録を必要とする当社のサービスを利用して頂くにあたって、当該サービスを利用される受講者の登録等作業の簡素化。
- (4) 当社による各種商品・サービスの案内に関する業務。
- (5) 当社が取扱う各種教材・商品・サービスの広告宣伝。
- (6) 当社が取扱う各種教材・商品・サービスに関するアンケート調査・モニター調査、景品等の送付。
- (7) 当社の規約等に違反する態様での受講防止。
- (8) 法律、契約等に基づく権利の行使、義務の履行。
- (9) 個人を識別できない形式に加工した統計データの作成（当該統計データは、ブログ・SNS等での公開や、当社が提供するアプリケーションを利用する他の方々への公開等、一般に公開されることがあります。）

3 前項に定める利用目的の他、受講者の事前承諾を得て、個別に利用目的等を定める場合があります。また、本規約が解除された後においても、前項の利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあります。

4 当社は、受講者の肖像を撮影した画像・動画等を使用する場合は、事前に受講者の同意を得た場合を除き、以下の各号に定める事項を遵守するものとします。

- (1) 撮影された個人が当該受講者であることを識別できないように、当該画像・動画等を加工すること。
- (2) 前号の加工は復元できないこと。

#### 第6条（レッスンの内容、開講）

本レッスンの内容（開講日時を含みます。）は、本レッスンに係るウェブサイト（ページURL：<https://dokugakuenglish.com/consulting/>）に記載されている「英語完全個別指導プログラム」の内容のとおりとします。

2 当社は受講者に対し、翌月における本レッスンの開講日時（スケジュール）を、当月の最終週内に通知します。

3 受講者は、本レッスンの受講をキャンセルする場合又は本レッスンを受講する日時を何らかの理由で変更を希望する場合、事前に当社に連絡するものとします。受講者が当該連絡をしなかった場合及び当社が当該変更の希望にそえなかった場合においても、受講者の当社に対する受講料の支払義務は発生し、また、既に受講者が支払った受講料を当社は返金しません。

#### 第7条（レッスンの中断）

当社は、以下の各号いずれかの事由に該当する場合、受講者に事前に通知することなく、一時的に本レッスンの開講を中断することがあります。

- (1) 火災、停電、通信回線の遮断、その他技術的に不可能な事由により本レッスンの開講ができなくなったとき。
- (2) 天災地変、感染症、火災、停電その他の非常事態が発生し、またそのおそれが生じたために、本レッスンの開講ができなくなったとき。
- (3) 法令・指導致により本レッスンの開講ができなくなったとき。

2 当社は、前項各号いずれかの事由により本レッスンの開講ができなくなったとしても、これに起因して受講者が被った損害については責任を負わないものとします。

3 受講者は、第1項各号いずれかの事由の他、講師の怪我・病気その他の特別な事情

により、当該講師による本レッスンを受講できなくなる可能性がある旨、予め了承するものとします。

4 当社は、第1項各号又は第3項の事由が発生した場合には、本レッスンの時間延長、代講の手配により適切に対応をさせていただきますが、当社に故意又は重大な過失がない限り受講料の返金には応じられない旨、受講者は予め了承するものとします。

#### 第8条（受講料等）

本レッスンの1ヶ月分の受講料（以下、「月謝」といいます。）は、本レッスンに係るウェブサイト（URL：<https://dokugakuenglish.com/consulting/>）に記載されている「英語完全個別指導プログラム」の内容のとおりとします。

2 月謝の支払方法は当社指定の銀行口座への振込又はクレジットカード決済とし、お支払いにかかる手数料は受講者の負担とします。なお、当社が指定する支払方法がクレジットカード払いによるUnivaPayオンライン決済サービスである場合、月謝につきましては、ご登録頂いたクレジットカードで、毎月、UnivaPayによる自動決済で翌月分のお支払いをして頂きます。（実際のお支払日に関しましては、クレジットカード会社、金融機関の明細等をご確認ください。）

3 受講者は、受講者登録手続き完了の後、当社が月謝の入金もしくは入金見込みを確認した後に送信する電子メールによる当社の承諾をもって、本レッスンを受講できるものとします。

4 当社は、受講者への電子メールによる連絡を行った上で、いつでも月謝の変更や、新しい受講料体系の導入を実施する権利を有するものとします。

5 当社は、当社に故意又は重大な過失がない限り、受講者にいかなる理由があつたとしても受講料の返金は致しません。

6 受講者が本レッスンを受講するため受講者側で要する端末・コンピューター・ソフトウェア・インターネット回線・通信その他これらに付随して必要となる全ての機器にかかる費用は、すべて受講者側の負担とします。受講者は、自己の費用と責任で、任意の電気通信サービスを経由して本レッスンを受講するものとします。

#### 第9条（レッスンの受講期間）

本レッスンは月謝制であり、本レッスンの受講期間は、受講者から料金のお支払いがあつたことを条件として、当該受講者からの本レッスンの受講申込みを当社が承諾した時点より開始し、開始日を含む月の末日をもって終了します。当社は、本レッスンを受講できる期間が終了した受講者につきましては、受講者登録を解除いたします。

（当該終了にあたっては、別途解約金のお支払いは不要です。）但し、当該受講者から本レッスンの受講期間が終了する10日前までに電子メール等による受講終了又は登録解除の申出がなく、当該受講者から翌月分以降にかかる月謝のお支払いがあつた場合は、翌月1日より末日までの1ヶ月間、受講期間は更新され、以降も同様とします。

2 本レッスンは月謝制であり、受講者が1ヶ月を超えて本規約に拘束されるものではありませんので、特定商取引法上の特定継続的役務提供に該当しません。従いまして、特定商取引法上の特定継続的役務提供に適用されるクーリングオフ制度は、本レッスンには適用されません。

#### 第10条（休学）

受講者の休学は、毎月20日までにご連絡があつたものに限り、当月末限りで休学として扱わせて頂きます。

2 休学の手続きが完了しましたら手続き完了のメールを送信しますので、必ず当該メールを保管して下さい。当該メールが届かない場合は、必ず当社までご連絡下さい。

い。何らかの理由により休学の手続きが完了していない可能性があります。

3 受講者が休学した場合、休学の手続きが完了した日を含む月の翌月から起算して3ヶ月間、受講者登録を継続します。

4 休学した受講者が前項の期間内に本レッスンの受講を再開される場合は、入会費のお支払いを再度する必要はありません。

5 受講者は、休学手続き完了後といえども、第9条に定める本レッスンの受講期間終了日まで本レッスンを受講して頂くことが可能です。

#### 第11条（本規約の変更）

当社は、以下の各号に定める場合に、当社の裁量により、民法第548条の4の規定に基づき、本規約を変更することができます。

(1) 本規約の変更が、受講者の一般の利益に適合するとき。

(2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当社は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の前に相当の期間において、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を、当社の公式ウェブサイトに掲示し、又は受講者に電子メール等の電磁的方法で通知します。

3 変更後の本規約の効力発生日以降に受講者が本レッスンを受講したときは、受講者が本規約の変更に同意したものとみなします。

#### 第12条（権利の帰属）

本レッスン及び当社側が用意した教材その他の文章、音声、画像、動画等に関する一切の知的財産権は、全て当社もしくは講師、又は当社もしくは講師にライセンスを許諾している者に帰属します。

2 受講者は、当社の事前の書面又は電子メール等の電磁的方法による承諾を得ることなく、前項に定める教材その他の文章、音声、画像、動画等を、本レッスンの受講及び個人的な英語学習以外の目的で利用することはできません。当該利用には、前項に定める教材その他の文章、音声、画像、動画等を記録し、複製し、転用し、第三者に提供し、又は自己もしくは第三者の営業に使用することを含みます。

#### 第13条（録音・撮影）

受講者は、本レッスンの開講中に録音又は撮影を行う場合、事前に当社の承諾を得るものとします。

2 受講者は、前項の録音又は撮影によって得られた音声、画像又は動画を、個人的その他これに準ずる限られた範囲内において使用するものとし、事前に当社の承諾を得ることなく、その範囲を超えて使用してはならないものとします。

3 受講者は、第1項の録音又は撮影によって得られた音声、画像又は動画を、事前に当社の承諾を得ることなく、インターネットその他の手段を用いて公表又は公開してはならないものとします。

#### 第14条（遅延損害金）

当社は、受講者が負担すべき当社に対する債務の支払いを遅延した場合は、受講者に対して遅延した債務のほか支払い事由の発生した翌日から支払うべき金額に対して年利14.6%の遅延損害金を請求することができるものとします。

#### 第15条（受講停止処分又は当社からの契約解除）

当社は、受講者が以下の各号に定める場合のいずれかに該当すると判断した場合、受講者への事前の通知もしくは催告を要することなく、本レッスンの受講停止処分又は本規約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。

- (1) 本規約に違反し、当社がかかる違反の是正を催告した後、合理的な期間内に是正されない場合。
- (2) 受講者からの連絡内容等に虚偽があった場合。
- (3) 支払停止もしくは支払不能があった場合。
- (4) 破産した場合、又は信用状態に重大な不安が生じた場合。
- (5) 受講者に詐術、粗野な振舞い、合理的範囲を超える負担の要求、公序良俗に反する行為、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いる行為などがあった場合。
- (6) 当社からの問い合わせその他回答を求める連絡に対して1ヶ月間以上応答が無い場合。
- (7) 第2条第5項各号に該当する場合。
- (8) 本規約を履行することが困難となる事由が生じた場合。

2 当社は、本条に基づき当社が行った行為により受講者が被った損害については、当社に故意又は重大な過失がない限り、一切の責任を負わないものとします。

#### 第16条（契約終了後の処理）

当社は、受講者において本レッスンを受講できる期間が終了した場合（当社の受講者に対する受講停止処分、当社からの契約解除等、あらゆる理由により本レッスンの受講が終了した場合を含みます。）であって、当該受講者から提供を受けた情報・データ（それらの全部又は一部の複製物を含みます。）がある場合、本レッスンを受講できる期間が終了後、これらを当社の一存でいつでも破棄・消去・削除できるものとします。また、当社によるこれら破棄・消去・削除の処置について、受講者は一切の異議を申し立てないものとします。

2 受講者において本レッスンを受講できる期間が終了した後における、当該受講者に係る情報の取扱いについては、第5条の規定に従うものとします。

#### 第17条（受講者の禁止行為）

受講者は、本レッスンを受講するにあたり、以下の各号に該当する行為、又はその恐れのある行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本レッスンの開講を妨げる行為。
- (2) 他の受講者又は第三者もしくは当社（講師及び当社のスタッフを含む）の権利を侵害する行為。
- (3) 他の受講者又は第三者もしくは当社（講師及び当社のスタッフを含む）への誹謗、中傷及び名誉・信用を傷つける行為。
- (4) 他の受講者又は第三者もしくは当社（講師及び当社のスタッフを含む）に経済的・精神的損害、不利益を与える行為。
- (5) 選挙運動、宗教活動又はこれに類する行為。
- (6) 公序良俗に反する行為。
- (7) 法令に違反する行為、違反のおそれのある行為。
- (8) 他の受講者又は第三者もしくは当社（講師及び当社のスタッフを含む）への脅迫的な行為、猥褻・猥雑、品性を欠く行為、罵詈雑言に類する行為、嫌悪感を与える行為。
- (9) 当社の承認した以外の方法で講師、他の受講者又は第三者との間で、金銭的な利害を発生させる行為。
- (10) 講師に対し、受講者との直接契約を求める行為。
- (11) 前各号の他、当社が不相当と判断する行為。

2 受講者が第1項各号に該当する行為を行った、もしくは第1項各号に該当する行為を行う恐れがあると当社が判断した場合は、受講者の本レッスン受講を制限できるものとします。

3 受講者が行った第1項各号に該当する行為が重大かつ悪質であると当社が判断した場合、当社は受講者への事前の通知及び承諾なく当該受講者の受講者登録を強制的に解除し、将来にわたって本レッスンの受講を禁止できるものとします。

4 受講者が行った第1項各号に該当する行為により当社に損害が生じた場合、当該受講者はその損害を当社に賠償するものとします。

#### 第18条（損害賠償）

本規約の履行に際し、当社又は講師が受講者に対する損害賠償義務を負う場合、当社又は講師に故意又は重過失がない限り、当社は帰責事由の原因となった本レッスンに関して受講者が現実に支払済みの受講料相当額を限度額として責任を負うものとします。また、賠償すべき損害の範囲は、受講者に現実かつ直接に生じた通常損害に限るものとし、履行利益を含む特別損害については、その予見可能性の有無を問わず、賠償する責任を負わないものとします。

#### 第19条（保証の否認、免責事項）

当社は、以下の各号に定める内容について保証を行うものではありません。

(1) 本レッスンの内容及び受講による結果・学習効果などが受講者の要求に合致すること。

(2) 予め計画されたとおりの講師・日時・内容での本レッスンの開講。

2 受講者が当社から直接又は本レッスンを通じて講師から得たアドバイスや情報であっても、本規約に規定されている内容を超えて保証するものではありません。受講者は、受講者自身の責任において当該アドバイスや情報をご活用ください。

3 当社は受講者の個人情報その他プライバシーに関する情報を厳重に管理しますが、当社の故意又は重大な過失があった場合を除き、個人情報の漏洩が発生し受講者に損害の発生した場合であっても当社は責任を負いません。

4 天災地変、感染症、戦争・暴動・内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキ等の争議行為、輸送機関の事故、その他本規約の契約当事者の責に帰し得ない不可抗力的な事由による本規約に基づく債務の履行の遅滞又は不能が生じた場合は、当該契約当事者はその責を負わないものとします。

5 当社は、受講者に対し、以下の各号に該当する損害の責任を負わないものとします。

(1) 当社及び講師以外の第三者による不正な行為によって生じる損害。

(2) 当社が善良な管理者の注意をもって業務を行ったにもかかわらず発生した事故等によって生じる損害。

(3) 当社は、本レッスンを通じて第三者の商品・サービスの紹介を行う場合があります。受講者が、本レッスンを通じて当社から紹介された第三者の商品・サービスを購入する等、第三者と何らかの契約をされる場合、当該契約の当事者は受講者と第三者であり、当社は責任を負いません。

6 本規約が、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第3項の消費者契約に該当する場合には、本規約のうち、当社の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。

#### 第20条（契約上の地位の譲渡等）

当社は本レッスンにかかる事業を他者に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに受講者の登録事項その他の個人情報

を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、受講者はかかる譲渡につき予め同意したものとします。なお、本条に定める事業譲渡には、通常の実業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

#### 第21条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有するものとします。当社及び受講者は、当該無効又は執行不能と判断された条項又はその一部の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるよう努めるとともに、修正された本規約に拘束されることに同意するものとします。

2 本規約のいずれかの条項又はその一部が、ある受講者との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の受講者との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

#### 第22条（準拠法、合意管轄）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約及び本レッスンに関する一切の紛争について訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附則

2026年 4月 10日制定